

んだすな

2019

3

『んだすな』には、人と人が願いを共感し、協力しあえたらという想いが込められています。



1. NPO の活動・イベント紹介
2. NPO が年度末に確認したいこと
3. Information (助成金や募集など)



北秋田市の市民活動団体「まちなかトープ」が作成した箸袋に大館市立川口小学校の4～6年の生徒がメッセージを書き、代表の村岡典子氏が2月20日(水)それを受け取りました。(詳細は次ページより)。

1. NPOの活動・イベント紹介

被災地支援活動（主催：まちなかトープ）

まちなかトープ（以下「トープ」）（北秋田市）は、被災地との交流事業をはじめ募金などで購入した地域特産のお菓子や杉箸などを送る活動を平成25年から続けています。今年は福島県川内村の川内小学校の生徒たちにアメッコ市の枝アメと杉箸を送りました。この杉箸の袋はトープが作成し、大館市立川口小学校の4～6年の生徒がメッセージを書くことで生徒同士の交流にもなっています。2月17日（日）には赤い羽根共同募金の補助を受け、避難者支援事業として、県内に住む避難者との交流会を北部男女共同参画センターにて行いました。代表の村岡典子氏は「被災地を忘れていないという思いを被災者の方々に伝えたい」と話します。



避難者支援事業（2/17）

地場産品をつかった料理や歌などの音楽で話しも弾み、盛り上がった交流会



基礎から学べる NPO 会計セミナー（主催：能代市民活動支援センター）

2月22日（金）、「基礎から学べる NPO 会計セミナー」が能代市市民活動支援センターの主催で行われました（会場：能代市市民活動支援センター）。

講師は特定非営利活動法人秋田県南 NPO センターの今拓也氏。県北地区（主に能代山本地区中心）の NPO 団体が参加しました。NPO 法人の概要から日常的な会計、決算書類、NPO 法改正にかかる対応についてなど、会計というひとつのテーマのために広く必要な知識を蓄積する内容でした。参加者からはさまざま質問があり、日頃の業務遂行の向上に向け勉強熱心にセミナーに向かっていました。



2. NPO 法人が年度末に確認したいこと

NPO 法人の皆さまは年度末ということもあり、お忙しくされていることと思います。毎年必ずしなくてはならないものをここでおさらいし、各報告等の準備をしましょう。

毎年しなくてはならないもの		確認	事由が発生したときのもの	確認
秋田県に提出	①事業報告書等提出書 (1部)		役員の変更があった場合	①役員変更届出書 (1部)
	②事業報告書 (2部)			②変更後の役員名簿 (2部)
	③活動計算書 (2部)			<新たに役員が就任した場合は③と④も> ③就任承諾及び誓約書の謄本 (各1部ずつ原本証明付き) ④役員の住民票 (1部) ※申請の日から6か月前までに作成 (コピー不可)
	④貸借対照表 (2部)		定款の変更があった場合 (認証が必要な場合)	①定款変更認証申請書 ※届け出のみの場合は定款変更届出書と②と③
	⑤財産目録 (2部)			②総会議事録の謄本 (原本証明付き)
	⑥年間役員名簿 (2部)			③変更後の定款 (2部)
	⑦前事業年度の末日における社員のうち10人以上のものの名簿 (2部)			特定非営利活動の種類又は事業の種類の変更を伴う場合 ○認証が見込まれる事業年度及び翌事業年度の事業計画書および活動予算書 (2部ずつ)
その他	貸借対照表の公告 (前事業年度分を作成後遅滞なく)		法務局への登記	所轄庁の変更を伴う場合 ○役員名簿、確認書、前事業年度の事業報告書、活動計算書等会計書類、10名以上の社員名簿等が必要
				新任、登記してある理事の住所移転、重任または辞任 ○役員登記変更申請書
				法人の名称・目的および事業、資産、主たる事務所移転 ○名称変更登記申請書など
				その他、解散及び清算人就任登記、清算結了登記なども必要になる場合があります。詳しくは法務局ホームページにて。

↑チェックマークをいれてみましょう

困ったときはサポセンにどうぞ

書類の書き方や手続き、ちょっとした質問など、分からないことがありましたら北部市民活動サポートセンターまでご相談ください!!

● HTM 基金【公益財団法人 公益推進協会】

期 2019年(平成31年)2月4日(月)～3月28日(木)
(当日消印有効)

助 30万円以内(3件～5件程度)

問 〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814
Email info@kosuikyo.com

● JM 基金【公益財団法人 公益推進協会】

期 2019年(平成31年)2月12日(火)～4月8日(月)
(当日消印有効)

助 30万円以内(10件程度)

問 〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814
Email info@kosuikyo.com

● 緑と水の森林ファンド

【公益社団法人 国土緑化推進機構】

期 2019年(平成31年)2月15日(木)～3月31日(土)
(当日消印有効)

助 団体100万円、個人70万円

問 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館
TEL 03-3262-8457 FAX 03-3264-3974

● ドコモ市民活動団体助成

【NPO法人 モバイル・コミュニケーション・ファンド】

期 2019年(平成31年)2月25日(月)～3月31日(土)(必着)

助 ①子どもの健全な育成を支援する活動・1団体上限70万円

②経済的困難を抱える子どもを支援する活動・1団体上限100万円

問 NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF)事務局
〒100-6150 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー41F
TEL 03-3509-7651(平日10時～18時) Email info@mcfund.or.jp

● タカラ・ハーモニストファンド助成

【公益信託 タカラ・ハーモニストファンド】

期 2019年(平成31年)3月末日(必着)

助 助成金総額500万円程度(助成件数10件程度)

問 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20
みずほ信託銀行株式会社 京都支店 営業第二課(大木、梶間、小室)
TEL 075-211-6231 FAX 075-212-4915

● 公益信託富士フィルム・グリーンファンド

【一般財団法人 自然環境研究センター】

期 2019年(平成31年)5月7日(火)

助 助成金総額850万円程度(1件の上限なし・助成件数8件程度)

問 一般財団法人自然環境研究センター 事務局 公益信託基金担当
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
TEL 03-6659-6310(平日10時～17時) FAX 03-6659-6320

● わかば基金【社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団】

期 2019年(平成31年)2月1日(金)～3月29日(金)

助 ①支援金部門・最高100万円(10グループほど予定)
②リサイクルパソコン部門・1グループ3台迄(総数50台ほど予定)
③災害復興支援部門・最高100万円(5グループほど予定)

問 NHK 厚生文化事業団「わかば基金」係
〒150-0041 東京都渋谷区神南1-4-1 TEL 03-3476-5955

● 緑の募金【公益社団法人 国土緑化推進機構】

期 2019年(平成31年)2月15日(金)～3月31日(日)

助 ①一般公募事業・1事業あたりの上限額200万円～300万円

②特定公募事業・1事業あたりの上限額200万円～300万円

③都道府県緑推薦事業・1事業あたりの上限額100万円

問 公益社団法人 国土緑化推進機構
TEL 03-3262-8457 FAX 03-3264-3974
Email bokin@green.or.jp

● 街なか再生助成金【公益財団法人 区画整理促進機構】

期 2019年(平成31年)2月1日(金)～3月31日(日)

助 1件あたり100万円上限

問 公益財団法人区画整理促進機構
〒102-0084 東京都千代田区二番町12-12 B.D.A. 二番町ビル2階
TEL 03-3230-8477 FAX 03-3230-4514
Email mail@sokusin.or.jp

● 子どもゆめ基金子どもの体験活動・読書活動(二次募集)

【独立行政法人 国立青少年教育振興機構】

期 2019年(平成31年)5月1日(水)～6月18日(火)

助 上限600万円

問 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-5790-8117(子どもゆめ基金) FAX 03-6407-7720
E-mail: yume@niye.go.jp

【県央部、県南部の相談はこちら】

■県央部
あきた中央市民活動サポート
センター
秋田市上北手荒巻字塚切
24-2
電話 018-829-5801

■県南部
南部市民活動サポート
センター
横手市神明町1-9
電話 0182-33-7002

【サポセンで配布中】

NPOの便利帳

コミュニティビジネス
ガイドブック2017

3月8日は国際女性デー。イタリアではこの日、ミモザを女性に贈るとのこと。写真を掲載しようと思ったのですが、周りに花がないので、「いらすとや」から画像をダウンロードしました…。
…ということで、静止画のダウンロード違法化が話題です。さまざまな文化活動の萎縮を懸念した多くの市民から声明があがり、これを書く時点では首相が違法ダウンロードに関する項目削除を指示したとのこと。社会にとって有意義な市民の活動が尊重されることを願います。



編
集
後
記

秋田県北部市民活動サポートセンター

開館時間 月火水金 9:00～21:00、土日 9:00～17:00
木曜と年末年始(12/29～1/3)は休館

〒017-0842 大館市宇馬喰町48-1(北部男女共同参画センター内)
TEL.0186-49-8553 / FAX.0186-49-8589
[HP] <https://akita-north-civic-act.jimdo.com/>
[Facebook] <https://www.facebook.com/akita.north.civic.act/>



サポセンの
twitter アカウント
@akita_n_saposen



編集 特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター
編集人 高坂 翔
発行 秋田県 あきた未来創造部 地域の元気創造課

